



薬生発0126第3号
令和5年1月26日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

電子処方箋管理サービスにおける処方箋及び調剤済みとなった処方箋並びに
処方情報及び調剤情報の提供に関する情報の送付方法について

第208回国会において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第47号。以下「改正法」という。)が成立し、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)による電子処方箋の仕組み(以下「電子処方箋管理サービス」という。)が構築されたところです。

今般、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則(平成元年厚生省令第34号。以下「総確法施行規則」という。)に規定する処方箋及び調剤済みとなった処方箋並びに処方情報及び調剤情報の提供に関する厚生労働大臣が定める情報の送付方法について、下記のとおり定めましたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いします。

記

総確法施行規則第9条、第10条第2項、第13条、第15条、第16条、第18条及び第19条の規定に基づき、処方箋及び調剤済みとなった処方箋並びに処方情報及び調剤情報の提供に関する情報の送付方法は、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会が運営する電子処方箋管理サービスを介して、オンライン資格確認等システム外部インターフェイス仕様書及び電子処方箋管理サービス記録条件仕様で定めた仕様を満たすファイルを送付することにより行うものとする。